

外国の国籍を有する国の行政機関の職員に係る欠格事由に関する特別措置法案要綱

## 第一 趣旨

この法律は、第三による国の行政機関の職員の国籍に係る欠格事由に関する法制の整備が行われるまでの間の措置として、国の行政機関の職員が日本の国籍のほか外国の国籍を有することについて、その欠格事由に関する特別措置を定めるものとする。

(第一条関係)

## 第二 国の行政機関の職員に係る欠格事由に関する特別措置

一 国の行政機関の職員（次に掲げる職員を除く。以下「特定職員」という。）は、他の法令に別段の定めがある場合を除き、外国の国籍を有することができないものとする。ただし、特定職員となる前に国籍法第十四条第二項に規定する選択の宣言（以下「国籍選択の宣言」という。）をした者並びに同条第一項の規定により国籍の選択をしなければならない期間内にある者及び特定職員となった後の当該期間内に国籍選択の宣言をした者については、この限りでないものとする。

① 公権力の行使に当たる行為を行い、若しくは重要施策に関する決定を行い、又はこれらに参画することを職務とする職員のいずれにも該当しない職員であつて政令で定めるもの

② その他政令で定める職務に従事する職員

(第二条第一項関係)

二 国会議員である国の行政機関の職員及び外務公務員（外務公務員法第二条第一項に規定する外務公務員をいう。）については、一は適用せず、それぞれ公職選挙法及び外務公務員法の定めるところによるものとする事。

(第二条第二項関係)

三 特定職員が一本文に該当するときは、他の法令の規定にかかわらず、当該特定職員の任命権者は、当該特定職員を罷免し、又は免職するものとする事。

(第三条第一項関係)

四 特定職員となった後で、かつ、一ただし書の期間の経過後において国籍選択の宣言をした者であつて、これに関しやむを得ない事情がある場合として政令で定める場合に該当するものについては、三は、適用しないものとする事。

(第三条第二項関係)

五 一ただし書の国籍選択の宣言をした者及び四の者は、速やかに、外国の国籍の離脱のための措置をとらなければならないものとする事。

(第四条関係)

第三 国の行政機関の職員の国籍に係る欠格事由に関する法制の整備

政府は、国の行政機関の職員の国籍に係る欠格事由の在り方について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な法制の整備を行うものとする。こと。  
(第五条関係)

#### 第四 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行するものとする。こと。ただし、第三及び第六は、公布の日から施行するものとする。こと。  
(附則第一条関係)

#### 第五 経過措置

この法律の施行の際現に、外国の国籍を有する特定職員で国籍選択の宣言をしていないもの、及び外国の国籍を有する特定職員であつて、特定職員となつた後で、かつ、第二の一ただし書の期間の経過後において国籍選択の宣言をしているものについて、所要の経過措置を設けるものとする。こと。

(附則第二条及び第三条関係)

#### 第六 検討

裁判官、国会職員、地方公共団体の職員その他の国の行政機関の職員以外の公務員の国籍に係る欠格事由の在り方については、それぞれの職務の特性等を踏まえ、検討が加えられ、その結果に基づいて必

要な措置が講ぜられるものとする。